

日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程

(平成19年10月9日運営会議決定)

(令和5年3月28日経営会議改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)の趣旨を踏まえ、日本赤十字広島看護大学(以下「本学」という。)における公的研究費の適正な運営・管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「研究機関」とは、競争的資金等の配分を受ける全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)をいう。

3 この規程において「配分機関」とは、研究機関に競争的資金等を配分する機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人等)をいう。

4 この規程において「構成員」とは、本学の非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

5 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件、本学の規定及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

6 この規程において「不正行為」とは、捏造、改ざん及び盗用等をいう。

第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、学内外に職名を公表する。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な策定に当たっては、経営会議等において審議を主導し、自ら不正防止に向けた取り組みを促し、様々な啓発活動を定期的

に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を事務局長とし、学内外に職名を公表する。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、最高管理責任者が策定した基本方針（以下、「基本方針」という）に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究推進委員会の長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(監事)

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

(ルール of 明確化)

第7条 本学は、公的研究費に係る事務処理手続について、ルールを明確に定め、常に検証を行い、統一化を図るとともに、全ての構成員に対して周知徹底を図り、効率的な研究遂行を適切に行う。

- 2 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(職務権限の明確化)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して研究者と事務職員の権限と責任を明確にし、職務権限に応じた決裁手続を構築する。

(関係者の意識向上と浸透)

第9条 最高管理責任者は、構成員の公的研究費に対する意識向上を図るため、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、構成員に対し、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握し、誓約書（様式1号）の提出を求め、遵守事項等の意識付けを図らなければならない。
- 3 誓約書の内容は次のとおりとする。
 - (1) 本学の規則等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学又は配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。
- 4 コンプライアンス教育等に係る研修会の受講及び誓約書の提出がない構成員は、競争的資金等の申請及び運営・管理ができないこととする。
- 5 コンプライアンス教育の内容については、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に点検し、必要な見直しを行わなければならない。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、全ての構成員に対し、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動（不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した他機関の事案も含む不正事実及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものなど）を組織の隅々まで行き渡るような方法で実施する。
- 7 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、別に定める行動規範により誠実に行動しなければならない。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関すること及び運用の透明化)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正に関し、本学内外からの通報窓口を設置し、学内外に公開する。

- 2 不正の告発等の制度について、構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。
- 3 通報窓口は、事務局総務課等に設置し、不正に係る通報があった場合は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に速やかに報告する。
- 4 研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用又は不正行為・使用の疑いが生じた場合は、「日本赤十字広島看護大学における研究活動の不正への対応等に関する取扱規程」

(以下、「不正にかかる調査等取扱規程」という。)に基づき、調査を実施する。

(懲戒)

第 1 1 条 調査の結果、公的研究費において不正の事実が認められた者については、日本赤十字広島看護大学就業規則に則り、懲戒を行うものとする。

2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第 4 章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

(不正防止計画の策定及び実施)

第 1 2 条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定、実施するため、その計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」）を置く。

2 不正防止計画推進部署は、事務局財務課が担当し、統括管理責任者とともに、大学全体の具体的な対策を策定、学内外へ公表し、実施状況を最高管理責任者へ報告する。

3 基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を作成する。

4 不正防止計画の策定に当たり、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとし、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とするとともに、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

第 5 章 研究費の適正な運営・管理活動

(執行状況の確認等)

第 1 3 条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に当該理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等に対し、繰越制度の活用や資金交付元への返還について改めて説明を行う。

(支出財源の特定)

第 1 4 条 構成員は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第 1 5 条 取引業者に対し、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底するとともに、一定の取引実績のある取引業者から誓約書（様式 2 号）等の提出を求めることとする。

- 2 不正な取引に関与した業者に対する取引停止の処分については次のとおりとする。
 - (1) 不正な取引を主体的に行う、または主導したなど、重度の不正と判断される場合、5年以上から無期限の取引停止とする。(不正レベル4)
 - (2) 研究者による不正に関与した場合など、中等度の不正と判断される場合、3年から5年の取引停止処分とする。(不正レベル3)
 - (3) 研究者による不正に直接的に関与していないものの、通報義務を怠る、もしくは、ほう助した場合など、軽度の不正と判断される場合、1年から3年の取引停止処分とする。(不正レベル2)
 - (4) (1) から (3) に該当しない軽度以下の不正に該当すると判断された場合の処分内容は、公表の是非を含め、最高管理責任者が決定する。(不正レベル1)また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行う場合がある。
- 3 誓約書による誓約内容は次のとおりとする。
 - (1) 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(発注及び検収業務等)

第16条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う発注及び検収業務については、学校法人日本赤十字学園経理規程等の定めにより、原則事務局財務課が行うものとし、例外として研究者本人がその発注及び検収行為を行う場合は、事務局による納品事実の確認をうけなければならない。

- 2 検収の際は、発注書等と納入された現物を照合するとともに、設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。
- 3 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、有識者に実効性のある検収を行うこととし、必要に応じて本学の情報センターに検収等に関する助言もしくは立会い等を求めることができる。
- 4 成果物のない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととし、必要に応じて本学の情報センターに検収等に関する助言もしくは立会い等を求めることができる。

(出張の確認)

第17条 公的研究費にかかる出張については、学校法人日本赤十字学園旅費規則等（以下「旅費規則等」という。）の定めにより行うものとし、必要に応じて出張の事実確認を行うものとする。

第6章 情報発信・共有化の推進

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第18条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局財務課に設置するものとし、その担当係等は学内外に公表する。

(基本方針等の公表)

第19条 公的研究費の不正への取組に関する本学の基本方針等を学外に公表する。

第7章 モニタリングの在り方

(監査体制)

第20条 公的研究費の適正な管理のため、「日本赤十字広島看護大学公的研究に係る内部監査要綱」に基づき、公正かつ的確な監査を行うものとする。

(運営・管理の見直し)

第21条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公的研究費不正防止にかかる誓約書

令和 年 月 日

日本赤十字広島看護大学長 様

(自署)

職 名	
氏 名	印

公的研究費により研究を遂行するにあたり、下記誓約事項に同意し、不正対策に関する方針及びルール等を遵守いたします。

記

【誓約事項】

- ・ 本学の規程等を遵守すること。
- ・ 不正を行わないこと。
- ・ 規程等に違反して、不正を行った場合は、氏名の公開を含め、本学の処分及び法的な責任を負担すること。

出欠確認（コンプライアンス副責任者） 印

公的研究費不正防止にかかる誓約書

令和 年 月 日

日本赤十字広島看護大学長 様

会 社 名

代表者氏名

印

公的研究費による受注、納品、請求にあたり、下記誓約事項に同意し、不正対策に関する規則等を遵守し、調査等要請に協力いたします。

記

【誓約事項】

- ・ 本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、業者名の公開を含め、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。